

# 参考資料

豊見城市振興計画審議会規則	122
豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則	123
豊見城市総合計画策定委員会設置規程	124
第5次豊見城市総合計画策定基本方針	125
豊見城市基本構想の策定に関する条例	128
第1次総合計画から第4次総合計画への変遷	129
本市をとりまく環境変化と本市の特性	130
第2期人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【概要】	134
SDGsと前期基本計画（第2期総合戦略）との対応	135
第5次豊見城市総合計画及び第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定機構図	136
振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生審議会及び市民会議の概要	137
庁議・策定委員会、作業部会及び市民意識調査／パブリックコメントの概要	138
振興計画審議会への諮問文	139
振興計画審議会からの中間答申文	140
振興計画審議会からの答申文	141
まち・ひと・しごと創生審議会への諮問文	142
まち・ひと・しごと創生審議会からの答申文	143
振興計画審議会委員名簿	144
まち・ひと・しごと創生審議会委員名簿	145
市民会議名簿	146



(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、振興計画及び国土利用計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

～省略～

## 豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則

平成27年6月22日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、豊見城市まち・ひと・しごと創生に係る次の事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 地方版人口ビジョンに関すること。
- (2) 地方版総合戦略に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 産業、教育及び金融に識見を有する者
- (2) 行政機関の職員等
- (3) 市民（個人又は法人の代表者）
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要と認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

～省略～

(設置)

第 1 条 豊見城市の総合計画を策定するため、豊見城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他総合計画策定について必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

政策調整監 市民部長 福祉健康部長 都市計画部長 経済建設部長 上下水道部長  
教育部長 消防長 議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、委員会の会議に必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な調査研究のため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、課長及び班長の職にある者のうちから委員長が指名する者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、課長又は班長の職にある者以外の者を指名することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

～省略～

## 第5次豊見城市総合計画策定基本方針

令和元年7月2日市長決裁

### 1 総合計画策定の趣旨

豊見城市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本市の将来像などを示す「基本構想」を定め、これを達成するための施策を体系化した総合計画を策定してきました。

本市における総合計画は第1次総合計画（昭和53年～昭和62年）より始まり、その基本構想のなかで「緑ゆたかな都市（まち）・豊見城」を将来像とし、豊見城団地の造成等による急激な人口増や都市化の動きのなか、農村と都市との調和を図り発展すべく施策を展開した。

第2次総合計画（平成元年～平成12年）においては、「緑豊かな近代都市・豊見城」を将来像とし、道路等の都市基盤の整備や豊崎地先の埋立を推進し、健康で快適な住みよい都市を、また市への昇格を目指した。

次の第3次総合計画（平成13年～平成22年）においては、健康で文化的な環境の確保と地域社会の均衡ある発展のため、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」を将来像として掲げ、平成14年度においては、永年の懸案であった市制を施行するに至った。

しかしながら、都市としての急激な発展は、人と地域の変え、多様な価値観や新たな価値観を生み出し、「ひとづくり」や「地域づくり」によるコミュニティの「再生」が課題となった。そのため、第4次総合計画（平成23年～令和2年）では、まちづくりに関わる多様な主体を繋げて地域力の「新生」を図ることをテーマに「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ） むまち とみぐすく」を将来像とし、総合的かつ計画的な各施策の目標に向かった取り組みが行われ、平成24年には人口6万人を達成し、平成30年には、新たな防災拠点とともにまちづくりのシンボルとなる市役所庁舎ならびに市消防庁舎を新しく建設した。

また、この間に将来懸念される人口減少に対応すべく平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」による長期人口展望をもった施策の展開が求められ、令和元年の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」による「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」などの新たな視点に重点を置いた施策の展開も今後求められている。

今般、第4次総合計画の終了を迎えるにあたり、今後の市の更なる発展を図るべく、内外の変化や豊見城の魅力・成長の材料を的確に捉え、市の自己決定と自己責任の下に行政運営の方向性を明確にし、目標を達成するための施策を体系的に構築して計画的に推進するため、市の最上位計画となる「第5次豊見城市総合計画」を策定する。

### 2 総合計画の名称等

#### (1) 名 称

第5次豊見城市総合計画

#### (2) 構 成

第5次豊見城市総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

#### (3) 期 間

基本構想の期間は令和3年度から令和12年度までとする。

基本計画は、5年を経過する時点で見直しを行う。

実施計画は、原則3年を実施期間とし、毎年度ローリングする。

### 3 総合計画策定の基本方針

#### (1) 社会情勢や環境の変化への対応

「人口減少時代」が到来し、社会の衰退や維持困難が強く懸念されるなかで、今後予想される行政課題や市民の要望を把握し、様々な角度から十分に検討することで、各分野の施策が連動し、総合的かつ計画的に効果を発揮する計画の策定を図る。

#### (2) 実効性の確保

現在の行財政の状況を踏まえたうえで、実現可能な計画の策定を図る。ただし、策定にあたっては、各施策の必要性や緊急性についても考慮し、無駄のない経費で最大の効果を発揮できる市民サービスについて検討し、将来に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を目指す。

#### (3) 活用性の確保

目標の達成状況を客観的に把握することができるよう、各施策について明確な指標を設定し、施策の進捗状況の管理及び評価への活用を行う。また、それらの結果を公表することで、市民との将来目標及び目標達成状況に係る情報共有ツールとしての活用が可能となる。

#### (4) 地域特性の反映

本市が有する自然的条件、歴史的条件及び社会的条件等諸条件を踏まえ、その特性を活かした自主性のある計画を策定する。

#### (5) 市民参加と職員参加

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するべく、策定作業内容の公表や市民アンケートの実施、市民会議の開催等により、多くの市民の意見が計画に反映できるよう努める。また、計画の実効性・実現性をより高めるため、各施策に携わる職員の参加推進を図り、全庁体制で策定作業に取り組んでいく。

### 4 将来像

本市は、第4次総合計画において「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまち とみぐすく」を将来像として掲げ、都市化が進むなかで、まちとみどりの調和、人と地域の関係の変化、そして、新たな価値観と方向性が求められ、地域コミュニティの「再生」と地域力の「新生」をテーマに魅力あるまちづくりを推進してきたところである。

第5次総合計画の将来像については、第4次総合計画に基づき取り組んだ行政運営について振り返り、分析・評価を行い、その結果を活かした将来像を掲げる。

### 5 策定体制

計画策定の体制については、それぞれの役割を次のとおりとする。

#### (1) 豊見城市総合計画策定委員会

総合計画策定に係る庁内における最上位の意思決定機関。副市長、部長級職員等により構成する。

#### (2) 豊見城市総合計画策定委員会部会

課長及び班長級職員等により構成し、各分野における具体的施策等について検討を行う。

#### (3) 豊見城市市民会議

市民等で構成され、計画策定について市民視点での議論を行う。

- (4) 豊見城市振興計画審議会  
市民代表や有識者等により構成し、市長からの諮問を受け、総合計画について審議を行う。
- (5) 事務局（豊見城市総務企画部企画政策課 ※令和2年度：企画調整課）  
策定事務に係る庶務、統括等を担当する。
- (6) コンサルタント等の活用  
総合計画策定作業の支援のためにコンサルタント等を活用する。

6 策定機構図・・・別紙

(目的)

第1条 この条例は、基本構想の策定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、基本構想とは、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。

(基本構想の策定)

第3条 市長は、基本構想を策定する。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、豊見城市議会基本条例（平成30年豊見城市条例第21号）第14条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。



## 第1次総合計画から第4次総合計画への変遷

## ●第1次総合計画（昭和53（1978）年～昭和63（1988）年）〈目標人口：45,000人〉

将来像：「緑ゆたかな都市（まち）・豊見城」



近隣市の成長エネルギーが村内に流入し、宅地開発が進展、豊見城団地の造成等による急激な人口増や地域環境の変化と生活様式の急変など都市化の動きのなか、農村と都市との調和を図り発展すべく総合計画を定めることとし、これに基づいた施策を展開しました。

## ●第2次総合計画（平成元（1989）年～平成12（2000）年）〈目標人口：60,000人〉

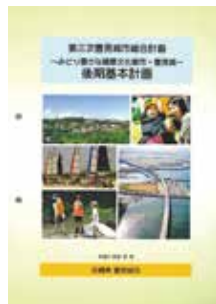
将来像：「緑豊かな近代都市・豊見城」



第1次に引き続き、人口急増による地域環境と生活様式の変化への対応をするため、豊崎地先の埋立や道路等の都市基盤の整備に加えて、新たに観光に関する取組等を推進し、健康で快適な住みよい都市を、また、市への昇格を目指しました。

## ●第3次総合計画（平成13（2001）年～平成22（2010）年）〈目標人口：60,000人〉

将来像：「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」

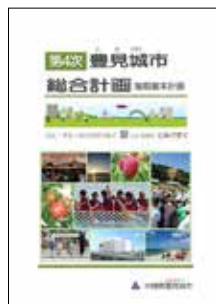


人口増加率の低下と少子高齢化、産業構造の変化に対応するため、健康で文化的な環境の確保と地域社会の均衡ある発展を目指した施策を展開しました。

平成14（2002）年度には、永年の念願であった市制を施行するに至りました。

## ●第4次総合計画（平成23（2011）年～令和2（2020）年）〈目標人口：70,000人〉

将来像：「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまちとみぐすく」



第3次までの都市としての急激な発展は、人と地域の変え、多様な価値観へ対応することが必要となりました。このため、まちづくりに関わる多様な主体を繋げて“ひとづくり”や“地域づくり”によるコミュニティの「再生」と地域力の「新生」を図ることをテーマとし、総合的かつ計画的に各施策の目標に向かった取組を展開しました。

平成24（2012）年には人口6万人に到達しました。

## 本市をとりまく環境変化と本市の特性

### 1. 豊見城市をとりまく環境変化

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大（COVID-19 による影響）

令和 2（2020）年は新型コロナウイルス感染症が世界規模で急速な拡大がみられ、世界規模でのパンデミックとなり、多くの国・地域において厳格な措置等、都市封鎖や外出禁止（ロックダウン）により世界経済に深刻な影響を与えた。令和 3（2021）3 月時点で、感染症の収束は見通せない状況で、国民の生活スタイルやあらゆる価値観へも多大なる影響を及ぼすこととなり、産業・経済においても構造変化や変革を余儀なくされています。

#### (2) 人口動態変化の波（人口減少・超高齢社会）

日本国内では、既に人口減少社会に突入しており、東京一極集中なども含めて、地域的な人口の偏在も加速しつつあります。このような中、沖縄県では増加基調にあるものの、向こう 10 年にかけて減少に転じるとの推計もあり、特に 65 歳以上人口の割合はこれまでを上回るペースで上昇することが予想され、県民の生活のみならず、産業・経済の各分野への影響が懸念されています。

#### (3) 新たなライフスタイル（SDGs の展開）

世界的な潮流として、さまざまな施策展開において、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）思考による行動や取組が求められています。

沖縄県でも「誰一人取り残さない社会」を目指しており、経済的な価値と同時にあらゆる社会的な価値も創造し、新たな価値観に基づく行動・取組を行うこととしています。

#### (4) テクノロジー進化の波（生活・社会・経済の変容と変革）

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大などもあり、さまざまな産業において、新たなデジタル技術等を使いこれまでにないビジネスモデルを展開する動きが加速しています。各企業では、急激な環境変化などに対応すべく、ビジネスでの競争力維持や強化、ビジネスモデル変革に向けて、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めているところです。このような中、生活行動の変容、価値観の多様化などにより、経済活動に加え、人々の働き方やライフスタイルにも変わりつつあります。こうした潮流がもたらす未来社会を見据えた取組が必要となります。

#### (5) 沖縄の優位性

本県においては、地理的優位性やソフトパワー等の比較優位を生かした仕組みづくりを継続する必要があります。目まぐるしい環境変化を踏まえながらも、ヒト・モノ・カネ・情報などが集うよう成長が著しいアジア等のニーズを捉え、国内との結節点としての優位性を十分に発揮する必要があります。

## 2. 豊見城市の特性

### (1) 産業構造の特徴

本市の産業構造について、事業所数（2016年）を用いて整理すると、卸売業や小売業が全体の約26.3%を占めており、医療・福祉が約11.2%、建設業が約10.6%、宿泊業、飲食サービス業が約9.8%と続いています。沖縄県全体と比べてみると、建設業（約3.9ポイント）、医療・福祉（約3.2ポイント）、教育・学習支援業（約1.8ポイント）、卸売業や小売業などの商業（約1.7ポイント）などの業種のウェイトが高くなっている一方で、宿泊業・飲食サービス業（約△8.3ポイント）、不動産業・物品賃貸業（約△2.8ポイント）などが低くなっています。さらに、全国との比較では、医療・福祉（約3.1ポイント）や教育・学習支援業（約3.1ポイント）、建設業（約1.4ポイント）で高く、宿泊業・飲食サービス業（約△3.3ポイント）や製造業（約△2.7ポイント）で低くなっています。

事業所数(2016)	全国	沖縄県	豊見城市	全国	沖縄県	豊見城市
A 農業, 林業	29,156	371	5	0.55	0.58	0.24
B 漁業	3,426	23	0	0.06	0.04	0.00
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,851	35	1	0.03	0.05	0.05
D 建設業	492,734	4,286	216	9.23	6.67	10.57
E 製造業	454,800	3,065	119	8.52	4.77	5.82
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4,654	29	0	0.09	0.05	0.00
G 情報通信業	63,574	668	14	1.19	1.04	0.69
H 運輸業, 郵便業	130,459	1,350	70	2.44	2.10	3.43
I 卸売業, 小売業	1,355,060	15,843	538	25.37	24.65	26.33
J 金融業, 保険業	84,041	873	21	1.57	1.36	1.03
K 不動産業, 物品賃貸業	353,155	5,283	110	6.61	8.22	5.38
L 学術研究, 専門・技術サービス業	223,439	2,600	75	4.18	4.04	3.67
M 宿泊業, 飲食サービス業	696,396	11,636	200	13.04	18.10	9.79
N 生活関連サービス業, 娯楽業	470,713	5,988	193	8.81	9.32	9.45
O 教育, 学習支援業	167,662	2,832	127	3.14	4.41	6.22
P 医療, 福祉	429,173	5,110	228	8.04	7.95	11.16
Q 複合サービス事業	33,780	336	7	0.63	0.52	0.34
R サービス業(他に分類されないもの)	346,616	3,952	119	6.49	6.15	5.82
合計	5,340,689	64,280	2,043	100.00	100.00	100.00

出所：総務省、「RESAS（地域経済分析システム）」より作成。

(出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」等データの再編加工)

次に従業員数ベースでみると、ウェイトの高い順に医療・福祉が（全体の）約23.7%、卸売業・小売業が約20.2%、サービス業（他に分類されないもの）が約13.2%となっています。

沖縄県全体との対比では、医療・福祉（約6.8ポイント）、サービス業（他に分類されないもの）（約3.9ポイント）、運輸業・郵便業（約2.1ポイント）などの業種が高くなっている一方で、宿泊業・飲食サービス業（約△5.6ポイント）、情報通信業（約△1.8ポイント）、学術研究・専門・技術サービス業（約△1.4ポイント）などで低くなっています。参考までに、全国との対比をみると、医療・福祉（約10.8ポイント）、サービス業（他に分類されないもの）（約4.9ポイント）、運輸業・郵便業（約1.4ポイント）などで高くなっている一方で、製造業（約△9.5ポイント）、情報通信業（約△2.5ポイント）、宿泊業、飲食サービス業（約△1.8ポイント）で低くなっています。総じてみると、生活支援などに関する業種のウェイトが相対的に高くなっている一方でモノづくりや観光関連の業種が低くなっています。

従者数・人（2016）		全国	沖縄県	豊見城市	全国	沖縄県	豊見城市
A	農業、林業	323,052	3,270	84	0.57	0.59	0.39
B	漁業	39,118	211	0	0.07	0.04	0.00
C	鉱業、採石業、砂利採取業	19,467	295	15	0.03	0.05	0.07
D	建設業	3,690,740	40,040	1,601	6.49	7.23	7.37
E	製造業	8,864,253	33,130	1,317	15.59	5.98	6.06
F	電気・ガス・熱供給・水道業	187,818	1,914	0	0.33	0.35	0.00
G	情報通信業	1,642,042	12,206	92	2.89	2.20	0.42
H	運輸業、郵便業	3,197,231	27,468	1,531	5.62	4.96	7.05
I	卸売業、小売業	11,843,869	117,878	4,397	20.83	21.29	20.24
J	金融業、保険業	1,530,002	12,839	194	2.69	2.32	0.89
K	不動産業、物品賃貸業	1,462,395	17,297	867	2.57	3.12	3.99
L	学術研究、専門・技術サービス業	1,842,795	17,693	390	3.24	3.20	1.79
M	宿泊業、飲食サービス業	5,362,088	73,321	1,652	9.43	13.24	7.60
N	生活関連サービス業、娯楽業	2,420,557	27,292	832	4.26	4.93	3.83
O	教育、学習支援業	1,827,596	17,413	562	3.21	3.15	2.59
P	医療、福祉	7,374,844	93,865	5,159	12.97	16.96	23.74
Q	複合サービス事業	484,260	5,850	163	0.85	1.06	0.75
R	サービス業（他に分類されないもの）	4,759,845	51,617	2,873	8.37	9.32	13.22
合計		56,871,972	553,599	21,729	100.00	100.00	100.00

出所：先と同じ。

## （2）人口・世帯、住まい・経済等の特徴

本市の人口や世帯数等に関して、国勢調査（2015年）ベースでみると前者（61,119人）が7位、後者（21,753世帯）が8位と県内でも上位にあります。ちなみに人口構成については、住民台帳ベース（2020年1月時点）だと年少人口（0～14歳）12,848人および生産年齢人口（15～64歳）40,024人がともに6位、老年人口（65歳以上）12,081人も9位となっています。人口の構成比でみると、年少人口が19.8%（2位）、生産年齢人口が61.7%（9位）、老年人口が18.6%（40位）と相対的に老年人口のウェイトが低くなっています。

このような中、本市の人口増加率は県内でも上位にあり、出生率（千人あたり）が4位、県外からの転入率20位となっています。さらに、平均年齢は39.6歳で41位（沖縄県全体では42.07歳）、1世帯当たり人員2.45人と県内で4位（2.22人）となっています。

続いて、住まいや経済等に関連する指標をみると、持ち家率が48.8%と県内31位（沖縄県全体だと48.6%）、民営の借家率は39.2%で10位（42.3%）となっています。

また、経済・産業に関する指標では、一人当たり市町村民所得は2,307千円と県内26位（沖縄県

全体2,349千円) であり、民営の事業所数は2,043事業所と10位 (県全体だと64,285事業所) となっています。

人口・世帯				生活・住まい・経済・産業等			
指標	年次	値	順位	指標	年次	値	順位
人口総数(人)	2015年	61,119	7	出生率(千人当)(%)	2018年	13.7	4
世帯数	"	21,753	8	死亡率(千人当)(%)	"	6.4	38
年少人口(人)	2020年1月	12,848	6	2019年	2.1	20	
生産年齢人口(人)	"	40,024	6	県外からの転入率(%)	"	2.2	15
老年人口(人)	"	12,081	9	県外への転出率(%)	"	2.2	15
人口増加率(%)	"	0.8	8	平均年齢(歳)	2015年	39.6	41
年少人口割合(%)	"	19.8	2	1世帯当り人員(人)	"	2.45	4
生産年齢人口割合(%)	"	61.6	9	市町村民所得(1人当)(千円)	2017年度	2,307	26
老年人口割合(%)	"	18.6	40	持ち家率(%)	2015年2月	48.8	31
				民営の借家率(%)	"	39.2	10
				民営事業所数	2016年6月	2,043	10

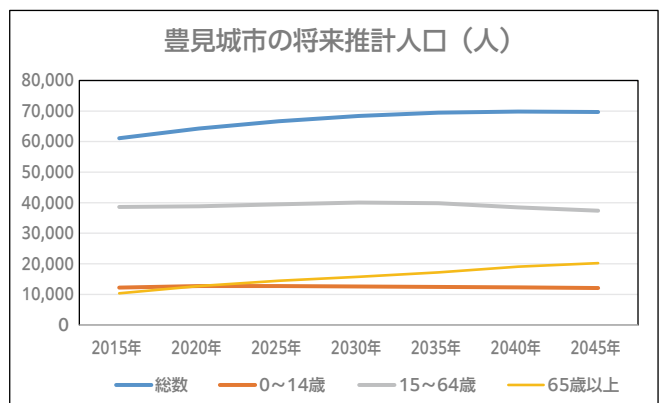
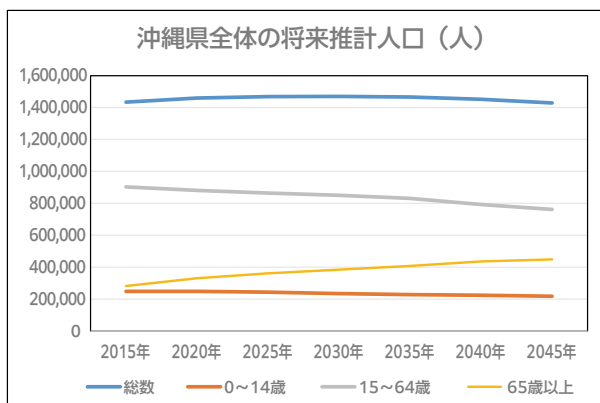
出所：沖縄県統計課「100の指標からみた沖縄県のすがた(令和2年10月版)」

### (3) 人口動態について

国内における総人口は、2005年に戦後初めて前年を下回った後、おおむね横ばいで推移しながらも2011年以降減少し、今後も減少していくと見込まれています。他方、沖縄県の人口においては、現在も増加基調で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研と略す。)

「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」によると、2030年前後にピークを迎え、それ以降は減少することが見込まれています\*1。( \*1：沖縄県「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(令和2年3月)」を参照した)

そのような中、本市においては、2015年(国勢調査)の61,119人から2040年69,849人にピークを向かえ、それ以降に減少に転じると見込まれており、県全体における人口のピークを10年ほど後に迎えることとなります。年齢階級別では、年少人口(0~14歳)は2025年(県全体では2020年)にピークを迎え、生産年齢人口(15~64歳)は2030年(県全体では2015年)にピークを迎える見込みとなっています。ちなみに、人口動態については、将来の県民生活や産業活動にさまざまな影響を及ぼすことが考えられ、本市のみならず県や国内の動向も注視する必要があります。



出所：国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」。

# 第2期人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【概要】

## 1. 人口ビジョン改訂

- (1) 第1期総合戦略時の人口推計との比較
- 第1期総合戦略では、2030年までを68,072人、2040年を69,987人、2060年を70,057人として推計していた。
  - 第2期総合戦略では、2030年までは第1期を500人程度上回る人口と推計されるが、2040年以降は第1期を下回る推計となり、2060年には2,500名程下回り、67,000人程度と推計される。
- (2) 人口ビジョン改訂
- 引き続き目標人口を70,000人とし、中長期的にこれを上回ることを目指す。

## 2. 第2期総合戦略の位置づけ

- (1) 第1期との変更点
- 第1期は総合計画と異なり、選択と集中による事業戦略として重点プロジェクトを設定し、優先的な実施を図った。
  - 第2期については、本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、幅広い中長期的な観点での取組が求められていることから、総合計画と一体とした位置づけとする。
- (2) 推進管理体制
- 外部有識者による目標の達成状況などの効果検証と進捗管理
  - 毎年、施策評価による点検・評価

## 3. まち・ひと・しごとの課題

- (1) まちの課題
- 感染症の拡大防止と早期収束
  - 市街地拡大に向けた基盤整備
  - 災害の激甚化への対応
- (2) ひとの課題
- 子育てしやすい環境の確保
  - 高齢化への進展への対応
  - 都市化に伴う人間関係の希薄化防止
- (3) しごとの課題
- デジタル技術によるイノベーションへの対応
  - 市内雇用の場の確保

## 4. 第2期総合戦略(第5次総合計画基本計画)の概要

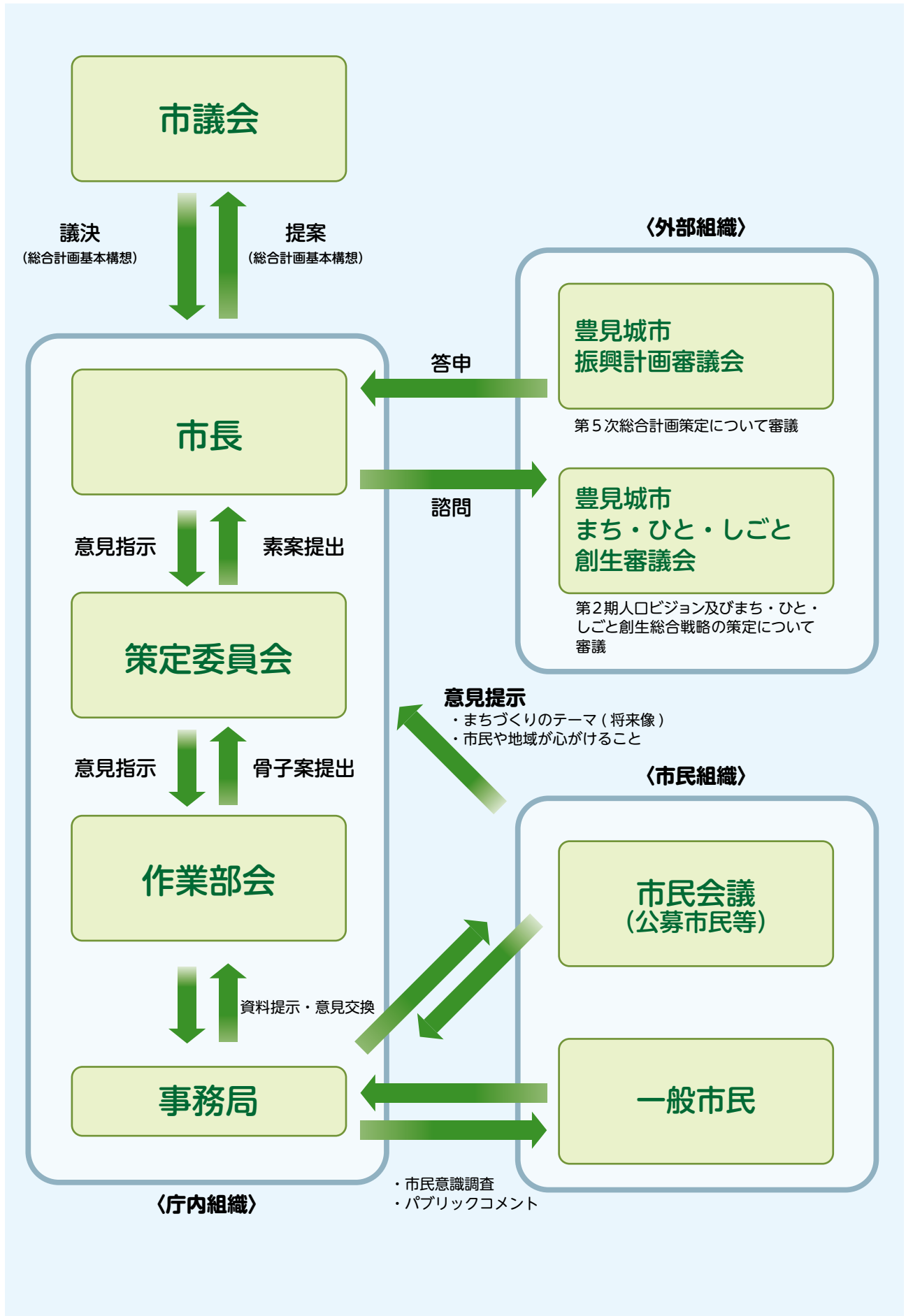
基本目標(政策)	基本目標(政策)の概要
子どもが活きる夢と希望にみちたまち	親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。
健康で明るく、たがいに助け合うあたたかいまち	すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。 また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。
活気ある豊かなまち	市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。
環境に優しい住みよいまち	身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。 また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとすため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。
安全安心な協働のまち	行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取組む、安全安心のまちを目指します。
基軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地の利を活かして持続的に発展するまち しみぐすく</li> <li>● 誰もが安心して暮らせるまち しみぐすく</li> <li>● 子どもを産み育てやすいまち しみぐすく</li> </ul>

SDGs と前期基本計画（第2期総合戦略）との対応

● SDGs と前期基本計画（第2期総合戦略）との対応

実施名	1 人や社会	2 健康	3 健康な生活	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい	9 産業とイノベーション	10 人や社会	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和と公正	17 持続可能なパートナーシップ
<b>1. 子どもが活きる夢と希望にみちたまち</b>																	
1-1 子どもの未来支援	●		●	●				●								●	
1-2 親と子の健康づくりの推進		●	●														
1-3 義務教育の充実				●													
1-4 地域文化の振興										●							
1-5 生涯学習社会の確立			●														
1-6 県外・国際交流の活性化			●														
1-7 スポーツ・レクリエーションの振興			●														
<b>2. 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち</b>																	
2-1 健康づくりの推進			●														
2-2 地域福祉のまちづくり	●		●													●	
2-3 男女共同参画社会の形成			●	●	●											●	
2-4 平和行政の推進			●														
2-5 高齢者福祉の充実			●							●							
2-6 障害者福祉の充実			●							●							
<b>3. 活気ある豊かなまち</b>																	
3-1 農業の振興		●						●									
3-2 水産業の振興		●						●						●			
3-3 商工業の振興								●									
3-4 企業立地の支援								●									
3-5 観光・リゾート産業の振興								●									
3-6 雇用の安定								●									
<b>4. 環境に優しい住みよいまち</b>																	
4-1 環境の保全						●		●						●			
4-2 生活衛生の充実								●						●			
4-3 計画的な土地利用の推進										●							
4-4 調和のとれた市街地の整備										●							
4-5 道路網等の整備										●							
4-6 公共交通サービスの維持・向上										●							
4-7 公園・緑地の整備										●							
4-8 水の安定供給													●				
4-9 下水道の整備・汚水処理の推進													●				
<b>5. 安全安心な協働のまち</b>																	
5-1 コミュニティの振興																	●
5-2 防災・危機管理の強化	●		●											●			
5-3 防犯・交通安全の推進			●														●
5-4 消防と救命救急体制の充実										●							●
5-5 広報・広聴の推進																	●
5-6 行政運営・行財政改革の推進																	●

第5次豊見城市総合計画及び第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定機構図





## 振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生審議会及び市民会議の概要

日付	振興計画審議会	まち・ひと・しごと創生審議会	市民会議	
令和元年度	10月	10月30日 第1回 ・「第5次豊見城市総合計画策定について」(諮問) ・第5次豊見城市総合計画の策定体制、日程等の共有		
	11月		11月20日 第1回 ・総合戦略の概略共有 ・豊見城市企業競争力強化支援事業効果検証について(諮問) (平成30年度地方創生関連交付金活用事業)	11月16日 第1回 ・計画策定の進め方、市民会議の役割の共有 11月30日 第2回 ・第4次総合計画後期基本計画の総括確認
	12月	12月6日 第2回 ・第4次総合計画後期基本計画の総括確認		12月14日 第3回 ・今後10年間の社会変化予測確認、豊見城市の守る・活かすべき点及び変えるべき点の検討
	1月			1月18日 第4回 ・将来都市像の検討
	2月		2月19日 第2回 豊見城市企業競争力強化支援事業(平成30年度地方創生関連交付金活用事業)効果検証	2月1日 第5回 ・将来都市像の検討 2月22日 第6回 ・〈書面開催〉将来都市像案のまとめ
	3月		3月30日 ・豊見城市企業競争力強化支援事業効果検証について(答申)	
令和二年度	4月			4月17日 ・将来都市像案の市長への報告
	7月		7月6日 第1回 ・「第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」(諮問) ・社会増、自然増、持続可能な地方創生を推進する取組についての意見照会	
	10月	10月20日 第1回 ・人口推計、基本構想素案の説明		
	11月	11月5日 第2回 ・基本構想素案に対する意見照会 11月16日 ・中間答申(基本構想素案)		
	12月			12月19日 第7回 ・施策案の共有
	1月	第3回【書面による会議】 ・基本計画素案に対する意見照会	第2回【書面による会議】 ・第2期総合戦略策定の考え方共有 ・総合戦略素案に対する意見照会	1月16日 第8回 ・市民や地域で心がけることの検討 1月30日 第9回 ・〈書面開催〉市民や地域で心がけることのまとめ
	2月	2月26日 第4回 ・基本計画素案に対する意見回答内容確認 ・答申にむけた調整	2月26日 第3回 ・基本計画素案に対する意見回答内容確認 ・答申にむけた調整	
3月	3月9日 ・「第5次豊見城市総合計画策定について」(答申)	3月9日 ・「第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」(答申)		

庁議・策定委員会、作業部会及び市民意識調査 / パブリックコメントの概要

日付	策定の流れ	庁議・策定委員会	作業部会	市民意識調査 / パブリックコメント	
令和元年度	4月	平成31年4月1日【事務局】 ・次期総合計画について(市長決裁) ・次期まち・ひと・しごと創生総合戦略について(市長決裁)			
	7月	7月2日【庁議】 第5次豊見城市総合計画策定基本方針について(決定)	7月3日～8月15日 ・第4次総合計画の振り返り(評価)		
	9月	第4次総合計画の振り返り 9月5日・9日【策定委員会】【作業部会】 ・第4次総合計画の施策評価報告 9月10日【事務局】 ・「豊見城市基本構想の策定に関する条例」施行(4月1日より適用)			
	10月	10月1日【第1回策定委員会】 ・第4次総合計画の目標達成状況確認			
	11月		11月6日、14日～12月9日 ・各施策成果指標及び市民意識調査内容検討		
	12月	第5次総合計画の骨子検討 12月23日【第2回策定委員会】 ・各施策目標指標及び市民意識調査内容確認			
	3月			3月5日～13日 市民意識調査	
令和二年度	5月	5月25日【第1回策定委員会】 ・令和2年度の取組説明	5月27日 ・令和2年度の取組説明		
	6月		6月16日 ・将来像に関するアンケート		
	7月	基本構想とりまとめ 7月31日【第2回策定委員会】 ・都市将来像案ほか確認	7月1日～17日、22日、8月5日、13日 ・各施策目標値及び取組方針検討 7月29日～8月18日 ・施策案確認		
	8月		8月19日～21日【策定委員会】【作業部会】 ・施策案報告		
	9月				
	10月	基本構想修正 10月7日【第3回策定委員会】 ・人口推計ほか 10月19日【第4回策定委員会】 ・基本構想素案の確認	9月23日～10月1日 ・計画案修正検討	10月20日～11月2日 パブリックコメント	
	11月	基本計画とりまとめ 11月17日【第5回策定委員会】 ・基本構想素案の確認			
	12月		12月8日 ・基本構想(案)を市議会へ議案提出(24日原案可決) 12月25日【第6回策定委員会】 ・基本計画策定の確認		
	1月		1月13日【第7回策定委員会】 ・基本計画素案の確認		
	2月	基本計画修正 2月19日【第8回策定委員会】 ・基本計画素案の確認			
	3月	計画書制作 3月15日【第9回策定委員会】 ・基本計画素案の確認 【庁議】 ・基本計画(案)の確認			2月5日～3月5日 市民意識調査

振興計画審議会への諮問文



豊総企第 191 号  
令和元年 10 月 30 日

豊見城市振興計画審議会会長 殿

豊見城市長 山川 仁



諮 問

豊見城市振興計画審議会規則第 2 条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

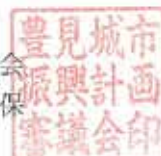
諮問事項 : 第 5 次豊見城市総合計画の策定について



豊振審第1号  
令和2年11月16日

豊見城市長 山川 仁 殿

豊見城市振興計画審議会  
会長 大城 保



第5次豊見城市総合計画「基本構想」について（中間答申）

令和元年10月30日付け豊総企第191号により諮問のあった「第5次豊見城市総合計画の策定について」について、豊見城市振興計画審議会規則第2条の規定に基づき、本審議会において慎重審議した結果、別添の第5次総合計画基本構想素案「基本構想」に下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 目標人口については、人口推計を考慮するだけでなく、市としてありたい姿、地の利を活かした土地利用の高度化等を勘案した内容とすることを検討すること。
2. 本構想におけるまちづくりのテーマ（将来像）「Welcomeな思いで ハートがつながり みんなで彩る街（まち） とみぐすく」の実現に向け、政策展開における3つの基軸「子どもを産み育てやすいまち とみぐすく」「誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく」及び「地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく」を踏まえ、基本計画の各施策を策定すること。
3. 豊見城市デジタルファースト宣言（令和2年2月策定）及び政府のデジタル庁創設など、デジタル化を加速する流れを受けて、行政サービスのデジタル化及びその他デジタル技術の活用を積極的に図る内容となるよう基本計画において検討すること。
4. 基本計画の策定にあたっては、施策における適正な指標設定、評価の客観性と透明性を高め、各政策の進捗状況を把握できるようにすること。  
総合計画およびその推進にあたっては、市民等への周知を図るようにすること。
5. その他、審議会各委員の意見については参考資料として添付します。

振興計画審議会からの答申文



豊振審第2号  
令和3年3月9日

豊見城市長 山 川 仁 殿

豊見城市振興計画審議会  
会長 大 城 保



第5次豊見城市総合計画「前期基本計画」について（答申）

令和元年10月30日付け豊総企第191号により諮問のあった「第5次豊見城市総合計画の策定について」について、令和2年当初より続くコロナ禍の中で書面による会議なども含め、豊見城市振興計画審議会規則第2条の規定に基づき、慎重審議した結果、別添の第5次総合計画「前期基本計画」（素案）に下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 令和2年11月16日付け豊振審第1号で中間答申した内容を踏まえ、基本計画施策を推進すること。
2. 総合計画およびその推進にあたっては、市民・地域への周知を十分に図ること。
3. 基本計画の推進にあたっては、評価の客観性と透明性を高めて各施策の進捗状況を把握できるようにすること。
4. 基本計画の実現にあたっては、各施策の進捗状況と社会情勢の動向を踏まえ、各施策の取組等について、柔軟に見直しを図ること。
5. その他、審議会各委員の意見については参考資料として添付します。



豊総企第203号  
令和2年7月6日

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会会長 殿

豊見城市長 山川 仁



### 諮 問

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則第2条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

### 記

諮問事項： 第2期豊見城市人口ビジョン及び  
豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

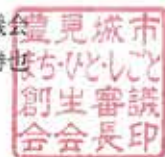
## まち・ひと・しごと創生審議会からの答申文



豊ま審第1号  
令和3年3月9日

豊見城市長 山川 仁 殿

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会  
会長 島田 勝也



第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
の策定について（答申）

令和2年7月6日付け豊総企第203号により諮問のあった「第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」について、豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則第2条の規定に基づき、本審議会において慎重審議した結果、別添の第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に下記の意見を付して答申します。

## 記

1. 安定した「しごと」・新たな「しごと」を創出する取組等を推進し、市内へ「ひと」を呼び込み、活気ある豊かな「まち」の実現を目指すこと。
2. 市民同士が交流をもてる多様なコミュニティづくりの推進を図るとともに、コミュニティ等からの声を直接確認できる機会を設け、その意見を市政へしっかりと反映させること。
3. 誰もが安心して働くことができる環境づくりを推進すること。
4. デジタル技術を活用した市民サービス、行政運営の向上を目指し、あらゆる世代に対応したデジタル社会の実現を推進すること。
5. 子どもを産み育てやすいまちの実現のため、待機児童解消を目的とし、教育・保育施設等の拡充に加え、保育士育成等の施策を推進すること。
6. グリーン社会の構築を意識した環境問題への取組等について、市民や事業者向けに普及啓発を行うこと。
7. 各施策において設定された目標値について、目標値達成のみでなく、目標値を超えることを意識した施策展開を実施すること。
8. その他、審議会各委員の意見については参考資料として添付します。

## 振興計画審議会委員名簿

任期：令和元年10月30日から令和3年3月末まで

No.	所属	氏名	備考
1	沖縄国際大学 名誉教授	おおしろ たもつ 大城 保	有識者
2	沖縄大学地域研究所特別研究員	しまだ かつや 島田 勝也	有識者
3	八千代エンジニアリング(株)	すえよし ゆきみつ 末吉 幸満	有識者(元沖縄県土木建築部長)
4	—	ひが のりかず 比嘉 徳和	有識者(元沖縄県東京事務所長)
5	沖縄キリスト教短期大学保育科 教授	あかみね ゆうこ 赤嶺 優子	子育て
6	琉球大学 教授	おそぐち こういち 瀬口 浩一	財政
7	琉球大学 准教授	おの ひろこ 小野 尋子	都市計画
8	—	いなぎ さとる 稲垣 暁	防災士・社会福祉士
9	豊見城市社会福祉協議会 会長	うんでん ひとし 運天 齋	福祉
10	豊見城市自治会長会会長	うへはら ひろし 上原 宏	地域(令和元年度)
		あかみね かずとみ 赤嶺 一富	地域(令和2年度)
11	豊見城市女性会 会長	あかみね のりこ 赤嶺 典子	女性活躍(令和元年度)
		あかみね としえ 赤嶺 敏枝	女性活躍(令和2年度)
12	市校長会会長	いしかわ ひろかつ 石川 博勝	教育(令和元年度:とよみ小学校校長)
		ひが せいき 比嘉 清喜	教育(令和2年度:伊良波中学校校長)
13	豊見城市商工会 会長	とうめ まさる 当銘 優	産業
14	JA おきなわ豊見城支店経済部 部長	なかむら やすなり 仲村 康成	農林・畜産
15	豊見城市観光協会 会長	おおしろ つとむ 大城 勤	観光



## まち・ひと・しごと創生審議会委員名簿

任期：令和元年11月20日から令和3年9月末まで

No.	所属	氏名	備考
1	沖縄大学地域研究所特別研究員	しまだ かつや 島田 勝也	有識者（教育機関）
2	沖縄キリスト教短期大学保育科教授	あかみね ゆうこ 赤嶺 優子	有識者（子育て）
3	(株) 紡	たまおき ひとみ 玉沖 仁美	有識者（任期：令和2年3月末まで）
4	豊見城市商工会 会長	とうめ まさる 当銘 優	産業界
5	沖縄県土地開発公社 理事長 (沖縄県住宅供給公社 理事長)	たばた かずお 田端 一雄	行政（令和元年度）
		あらかき けんいち 新垣 健一	行政（令和2年度）
6	JA おきなわ豊見城支店 支店長	きんじょう ひさし 金城 寿	金融機関
7	連合沖縄 (日本労働組合総連合会沖縄県連合会)	くによし たつや 國吉 達也	労働団体
8	FMとよみ 専務取締役	ひらた ちはる 平田 千春	メディア
9	中小企業診断士	なかそね みのる 仲宗根 稔	士業
10	豊見城市自治会長会会長	うえはら ひろし 上原 宏	地域（令和元年度）
		あかみね かずとみ 赤嶺 一富	地域（令和2年度）
11	豊見城市女性会 会長	あかみね のりこ 赤嶺 典子	女性活躍（令和元年度）
		あかみね としえ 赤嶺 敏枝	女性活躍（令和2年度）

市民会議名簿

任期：令和3年3月末まで

番号	氏名	在住等	備考
1	おおしろ てつや 大城 哲也	市内高校	
2	ぐしけん ここな 具志堅 心音	市内高校	
3	みやぎ ゆうき 宮城 有貴	市民(大学生)	
4	ほかま かほ 外間 歌穂	市民(大学生)	
5	きんじょう りゅうや 金城 隆也	市民	
6	おおしろ けんた 大城 健太	市民	
7	かねしま まさみ 兼島 正美	市民	
8	まえはら こういちろう 前原 耕一郎	市民	
9	こくば たかあき 國場 孝明	在勤	
10	ぎぼ さとし 宜保 智己	市民	
11	きむ のりこ 金 紀子	市民	
12	なかざと えりこ 仲里 枝里子	市民	
13	ともよせ たかよし 友寄 隆令	市民	副座長
14	もともり さとし 本盛 聡	市民	
15	せいりき たつお 勢力 辰夫	市民	
16	とうめ まなぶ 當銘 学	市民	座長
17	ひが まさえ 比嘉 正枝	市民	
18	なかち そうかん 仲地 宗寛	市民	
19	たけの ともあき 竹野 智晃	職員	
20	かかず しんこう 嘉数 信仰	職員	
21	あだにや さやか 安谷屋 さやか	職員	
22	しまぶくろ こうじ 島袋 幸司	職員	
23	おおしろ ちとせ 大城 ちとせ	職員	

※令和元年11月時点



## 第5次豊見城市総合計画

令和3年3月

発行：沖縄県豊見城市  
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1  
電話 (098) 850-0364  
編集：総務企画部 企画調整課





ウェルカム  
Welcome な思いで  
ハートがつながり  
みんなで彩るまち  
とみぐすく



沖縄県 とみぐすく 豊見城市